

洞爺湖有珠山ジオパーク・ガイドリスト（有珠山）運用要領

洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会

（趣旨）

第1条 この要領は、洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会（以下、「協議会」という。）による、有珠山において安全かつ効果的にガイドを行うことができると認める者を登録するリスト（以下、「ガイドリスト（有珠山）」という。）の運用のために必要な事項を定めることで、有珠山で行われる減災教育・ガイド活動の普及、持続可能な観光の推進に寄与することを目的とする。

（ガイドリスト（有珠山）の登録時期）

第2条 ガイドリスト（有珠山）の新規登録は、協議会により原則として毎年1回、4月に行うこととする。

2 協議会は、前項の規定にかかわらず、必要に応じてガイドリスト（有珠山）の追加登録を行うことができる。

（ガイドリスト（有珠山）の登録対象者）

第3条 ガイドリスト（有珠山）の登録は、有珠山の立ち入り規制区域（有珠山災害危険区域及び2000年噴火の立ち入り制限区域）内でガイド活動を行う者を対象とする。

（登録を受けるための手続）

第4条 ガイドリスト（有珠山）の登録を受けようとする者は、別記様式第1号による申込書及び申込書内で申告をした資格等の証明書の写し等の必要書類を協議会に提出しなければならない。

（ガイドリスト（有珠山）の登録、通知等）

第5条 協議会は、ガイドリストへの登録申し込みを受けた場合、下記項目について確認し、すべての登録要件を満たしていると判断する場合には登録することとする。

登録要件の確認項目（詳細は様式1に記載）

1）共通事項

- ①活火山である有珠山の特徴や危険性を理解していること。
 - ・過去の噴火史、有珠火山防災マップ、有珠火山警戒レベル等についての理解度
- ②同行者の安全管理、ガイド技術等に関する十分な知識と経験があること。
 - ・野外活動の安全管理、ガイド技術に関する資格、経験等
- ③事故の発生時に適切な行動がとれること。
 - ・救急法に関する講習会の受講

2）エリア別事項

- ①対象ルートにおけるフィールドの熟知度、経験（山頂、火口原、西山、金比羅）

2 前項の規定にかかわらず、申請の内容が第1条に掲げる趣旨に合わないとは協議会が判断する場合は、登録を行わない。

3 協議会は、ガイドリスト（有珠山）に登録者の氏名その他必要な事項を記載し保存するとともに、その一覧をホームページで公開する。

4 協議会は、登録した者に対してその旨を通知し、登録を証するワッペンを交付する。

（ルールの順守、入域申請）

第6条 有珠山ガイドは、有珠山の立ち入り規制区域内でガイド業務に従事するときは、協議会の発行するワッペンを着用するとともに、別に定めるガイドルールを順守することとする。

2 有珠山ガイドは、有珠山の立ち入り規制区域内でガイド業務に従事するときは、事前に決められた期限までに、管理者である有珠火山防災協議会（有珠山災害危険区域）並びに洞爺湖町役場（2000年噴火の立ち入り制限区域）に必要な申請、届出を行うこととする。

3 有珠山ガイドは、前項の規定により管理者より入域の許可を受けたときは、その許可の条件（ヘルメットの着用等）に従うこととする。

（ガイドリスト（有珠山）登録の有効期限と更新）

第7条 ガイドリスト（有珠山）登録の有効期限は2年間とし、期限の終了前に協議会が求める資料（最新の救急法講習会修了証のコピー等）を提出することで更新することができる。

2 ガイドは、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を協議会に届け出なければならない。

（登録の取消）

第8条 協議会は、有珠山ガイドが次のいずれかに該当した場合、その登録を取り消す。

- 1）本人から登録取り消しの申し出があった場合
- 2）有珠山ガイドの登録要件を満たさなくなった協議会が判断した場合
- 3）別に定めるガイドルール、規制区域入域の条件等が順守されていないと協議会が判断した場合
- 4）虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
- 5）有珠山ガイドの信用を傷つけ、又は有珠山ガイド全体の不名誉となるような行為をしたと協議会が判断した場合
- 6）登録者本人が死亡した場合

2 協議会は、前項の3）～5）の規定による取り消しを受けた者に対し、2年以内の期間を定めて再度の申し込みを受け付けないことができる。

3 協議会は、第1項の2）～5）の規定により登録を取り消したときは、その旨を取り消しを受けた者に書面で通知する。

4 第1項の規定によりガイドリストの登録を取り消された者は、前項の通知を受けた日から起算して十日以内に、登録証、証明書及びワッペンを協議会に返納しなければならない。

（養成講習の実施）

第9条 協議会は、ガイドリスト（有珠山）の登録を受けようとする者の知識及び技能の水準の向上を図るため、必要に応じて現地研修を実施する。

附則1 この要領は、令和7年4月30日から施行する。